

相模原市立東林中学校PTA規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、相模原市立東林中学校PTAと称し、事務局を同校におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、学校・家庭・社会における生徒の健全な育成をはかるとともに会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会の方針は、次のとおりとする。

1. 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の人間形成を助長するように努める。
2. 教育環境の整備向上をはかるとともに、社会環境の浄化に努める。
3. 青少年教育を目的とする他の団体および機関と連携協力する。
4. 会員全体の意志を尊重し、特定の政党や宗教にかたよらず、この会の目的達成以外の営利的行為は行わない。
5. 学校の教育活動の進展に協力するのが、管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第 4 章 会 員

第 4 条 会員の資格は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者または、これに代わる者。
2. 本校に勤務する校長および教職員。

第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 6 条 この会の会費は、年2,400円とする。

第 7 条 この会の経費は、会費・その他の収入等をもってこれにあてる。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて原則的に行う。

第 9 条 この会の決算は、監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第 10 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第 6 章 役員・会計監査

第 11 条 この会の役員および会計監査の任期は定期総会から次年定期総会までの1年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期途中で補充された役員および会計監査は前任者の残任期間とする。定数ならびに選出区分は別表(1)の通りとする。

第 7 章 推薦委員会

第 12 条 この会の役員選出のため、役員候補者推薦委員会をおく。会長の要請を受け、選出された役員候補者推薦委員(以下推薦委員という)並びに教職員より選出された代表者により推薦委員会が構成され、構成員の中より委員長1名・副委

員長 1 名を互選する。

1. 推薦委員会の構成及び人数は別表（1）構成人員の通りとする。
2. 推薦委員長は推薦委員に委嘱し、役員候補並びに会計監査候補として会員の中より若干の推薦を求める。
3. 推薦委員会は原則として規約第 11 条に定められた役員並びに会計監査委員を指名し総会の 1 週間前までに全会員に知らせなければならない。
4. 推薦委員会は役員並びに会計監査委員候補者を総会に付議し、承認を得なければならない
5. 推薦委員会は総会における新役員並びに会計監査委員承認後解散する。

第 8 章 総 会

- 第 13 条 総会は、この会の最高議決機関とし、毎年 1 回の定期総会を開催する。また会員の 3 分の 1 以上の要求がある時、あるいは会長が必要と認めた場合、臨時に開くことができる。
- 第 14 条 定期総会及び臨時総会の開催は書面でも可能とする。書面総会の場合は、総会内容は書面で全会員に配布する。また、全会員に配布した時点で成立するものとする。議決は会員数の過半数の同意を必要とする。
- 第 15 条 総会資料は決議書締切の 2 週間以上前に全会員に配布しなければならない。総会全体スケジュールに関しては運営委員会で決定する。

第 9 章 運営委員会

- 第 16 条 運営委員会は、本部役員・常任正副委員長・教職員代表をもって構成する。
- 第 17 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次のことを行う。
 1. この会の企画・運営にあたり各委員会の連絡をはかる。
 2. 各種行事を促進し調整する。
 3. その他必要な事項を協議・立案し、その遂行をはかる。
- 第 18 条 運営委員会は、構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 10 章 常任委員会

- 第 19 条 この会に学年委員会および校外委員会で構成される常任委員会をおく。
- 第 20 条 各学年委員、校外委員は別表（1）構成人員の通りに選出され、正・副委員長は互選により選出し、会長が委嘱する。
- 第 21 条 各委員会は次の事項を分担する。
 1. 1 学年委員会
各学年と連絡を密にし、教育的諸活動の推進および地域活動に協力する。
 2. 2 学年委員会
各学年と連絡を密にし、教育的諸活動の推進および地域活動に協力する。
 3. 3 学年委員会
各学年と連絡を密にし、教育的諸活動の推進および地域活動に協力する。
 4. 校外委員会
会員相互の連絡と親睦をはかり、生徒の校外生活、交通安全の推進、および地域活動、学校環境の整備に協力する。

第 1 1 章 個人情報

第 2 2 条 本会は個人情報保護基本方針を策定し会員の権利、利益を守り本会業務の健全な運営を図ることとする。

1. 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. 本会は本会が取扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要な措置を講じる。
3. 本会が取扱う個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者への情報提供は行わない。また緊急時・災害時あるいは警察等からの情報提供要請は、この限りではない。
4. 本会が保有する個人情報は目的が達成した時点、あるいは別に細則で定めた期間が到来した時点で速やかに廃棄するものとする。

第 1 2 章 緊急事態対応

第 2 3 条 大規模災害や一時的な災害等を除き、政府あるいは地方自治体より緊急事態宣言発令により学校自体が長期的に休校になる等（令和 2 年に発生したコロナウィルス感染拡大のような事例）により PTA 活動が制限される事態が発生した場合、運営委員会と協議し一時的に PTA 規約を変更することが出来る。ただし、変更した内容及び期間を書面等により会員に報告することとする。報告時期に関しては、報告が可能になった時点で速やかに行うこととする。

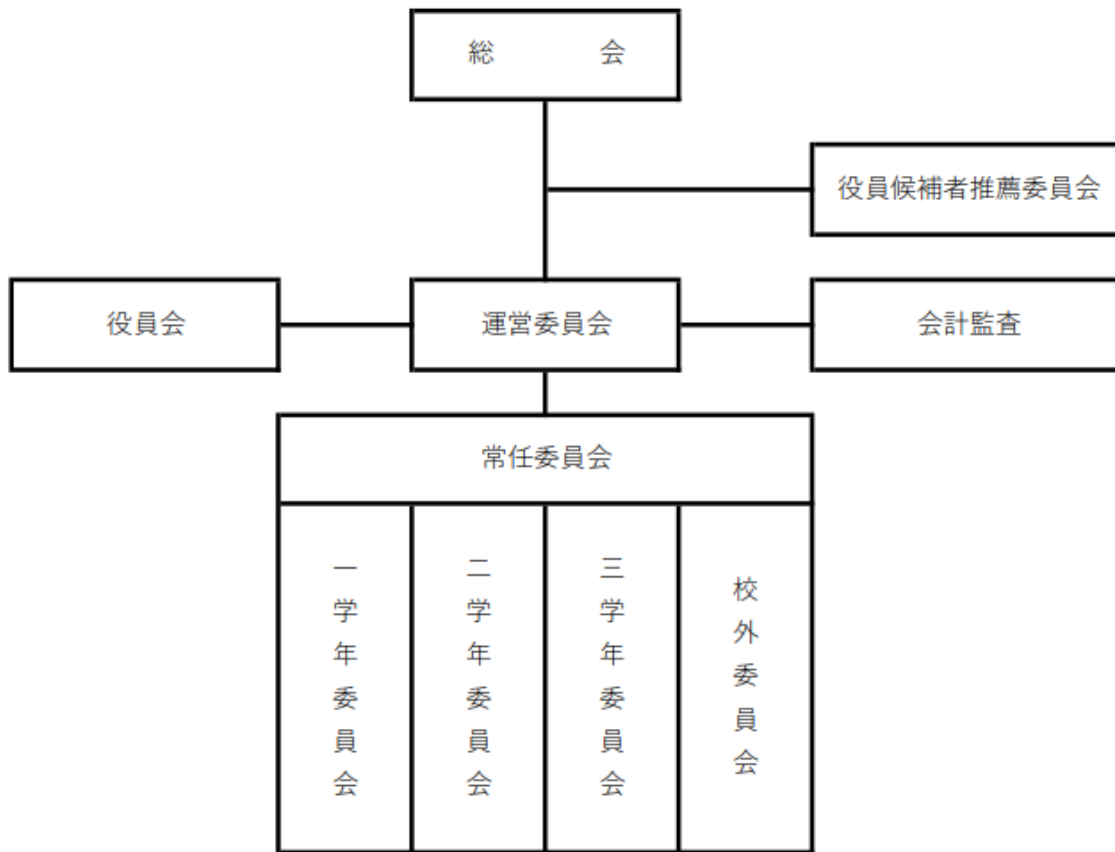
第 1 3 章 改 正

第 2 4 条 この会則は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。ただし改正案は、その内容をあらかじめ会員に知らせておかなければならない。

第 2 5 条 第 6 章、第 8 章については別に細則をもうける。

- 付 記
1. 令和 4 年 1 2 月 1 4 日改正あり。
 2. 表彰、慶弔ならびに災害等、旅費に関しては別に内規を定める。

組織図



別表(1) 構成人員

役職	資格	人員
会長	保護者	1名
副会長	保護者	2名
	副校長	1名
書記	保護者	2名
	教職員	1名
会計	保護者	2名
	教職員	1名
顧問	校長	1名
会計監査	保護者	2名
	教職員	1名
校外委員	保護者	各学年2名以上 合計6名～
	教職員	—
学年委員	保護者	各学年3名以上 合計3名～
	教職員	—
推薦委員	保護者	各学年2名以上 合計6名～
	教職員	2名

※ただし運営委員会が必要と認めた場合は校外委員、学年委員、推薦委員の増員を認めることとする。

表彰・慶弔ならびに災害等に関する内規

- 第 1 条 本会は、生徒、会員の表彰・慶弔等に関し、次の定めにより、その意を表するものとする。
- 第 2 条 本会ならびに本校教育の充実・振興に寄与し功績顕著と認められる場合、記念品を贈り表彰する。なお、人選その他については、運営委員会に一任するものとする。
- 第 3 条 役員並びに教職員の転退職等にあつては、次のとおりとする。
1 役員……記念品を贈る。
2 教職員……記念品を贈る。
※結婚、子女の出産については役員会で、その都度決定処理し、次の運営委員会に報告する。
- 第 4 条 生徒で特に他の範とする行為のあったときは、運営委員会で協議し、記念品を贈り表彰する。
- 第 5 条 会員またはその家族に、もし弔事があった時は、役員会で協議し、下記に相当する金品を贈り弔意を表する。
1 会員の死亡の場合……………10,000円
2 生徒の死亡の場合……………10,000円
3 教職員の配偶者、父母、並びに同居義父母の死亡の場合…弔電を打つ
※その他特別の事情のある場合は、役員が決定し運営委員会に報告する。
- 第 6 条 生徒の疾病・傷害に関しては独立行政法人・日本スポーツ振興センターの定めによるが、特別の事情がある場合は運営委員会で協議し対処する。
- 第 7 条 不慮の災害が生じた場合は運営委員会に一任し、災害の状況に応じて対処する。

旅費に関する内規

- 第 1 条 会の公務のために出張した場合は、次の通り旅費を支給する。
1 旅費はすべて実費とする。
2 日当として、半日の場合は、500円、全日の場合は、800円支給する。
3 出張は、すべて会長が承認したものに限り。
4 出張日後、所定用紙での請求にもとづいて支給する。
5 ブロック内については、除外する。
- 第 2 条 この内規は、運営委員会の3分の2以上の賛成により改正することができる。
- 付 則 この内容は、平成6年5月1日より実施する。

細 則

(第6章) 役員の仕事

- 1 会 長 本会を代表して会務を統轄する。
2 副 会 長 会長を補佐し、会長不在の時は、これを代行する。
3 書 記 本会の庶務を担当し、業務に必要な書類の作成と議事録などの保管にあたる。
4 会 計 本会の経理を司る。
5 顧 問 本会の指導助言にあたる。
6 会計監査 本会の経理について監査し、総会において監査報告をする。

(第8章) 定期総会の審議事項

- 1 会務報告
2 決算報告
3 会計監査報告
4 前年度役員解任
5 新役員の承認と紹介
6 事業計画案
7 予算案
8 その他必要事項